

今後の課題（中間報告書より）

◆ 障害者差別解消のための普及啓発

障害者差別解消法の施行以降、差別の解消や合理的配慮の普及はまだ十分とは言えません。市民全体への普及啓発の継続や、障害者差別に関する相談窓口の充実などを通じて、合理的配慮の広がりや共生社会の充実へ継続的に取り組んでいくことが必要です。

主な取組

(1) 障害者差別に関する相談（障害福祉課）

	種類	R2 年度	R3 年度	R4 年度
相談件数	不当な差別的取り扱い（件）	3	2	1
	合理的配慮の不提供（件）	0	3	1

(2) 障害者差別解消推進地域協議会

平成 28 年の障害者差別解消法の施行を受け、障害者地域自立支援協議会の中に障害者差別解消支援協議会を設置する。相談事例や合理的配慮の好事例を共有することで、共生社会の充実に向けて取り組んでいる。

(3) 市職員への働きかけ

ア 職員対応要領

「調布市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応を定める規則」

障害者に対し、職員が適切に対応するために必要な事項を定める。

- ・職員による不当な差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供義務
- ・相談体制の整備（障害福祉課に相談窓口を設置）
- ・研修の実施 など

⇒別途「留意事項」として、差別や合理的配慮の基本的考え方、具体的事例などを記載

イ 職員研修の実施

（令和 2 年度～ 4 年度の実績）

- 全体研修（全職員を対象） ※ 令和 3 年度は新型コロナウイルス感染症対策のため中止
  - 令和 4 年 2 月 動画視聴研修（全 3 回）
    - ・共生社会を考える視点について
    - ・障害者差別解消法や都条例の概要や趣旨について
    - ・視覚障害当事者の講話の実施
  - 令和 5 年 3 月 動画視聴研修（全 3 回）
    - ・障害者差別解消法や都条例・東京都手話言語条例について
    - ・聴覚障害当事者の講話、聴覚障害当事者による窓口で使える手話講座の実施

○ 新任職員研修

毎年度、新任職員研修にて障害福祉課職員が新任職員を対象に「障害に対する考え方、合理的配慮について」をテーマに講話を実施。

今後の課題（中間報告書より）

◆ 地域全体への障害理解の推進と交流

誰もが暮らしやすい共生社会の充実のためには、市民の間に様々な障害への理解や、相互に助け合える意識が広がることが不可欠です。障害理解推進のための普及啓発にあたっては、当事者が参加し、自ら交流していくことを通じて、普段障害のある人と接する機会のない市民に対しても積極的に発信していくことが必要です。

主な取組

(1) ヘルプカード・ヘルプマークの普及啓発

必要な支援や配慮を周囲の方へお願いするためのヘルプマークが掲載されたヘルプカードを作成し配布する。また、ヘルプマークシールを作成し配布することで、ヘルプマークの周知を図る。引き続き、こうした取組を継続し、ヘルプカード、ヘルプマークの普及啓発を図る。

⇒ ヘルプカードの配布開始から 10 年が経過しており、今後デザイン等の見直しを検討

(2) 「パラハートちょうふ～つなげよう、ひろげよう、共に生きるまち～」

東京 2020 大会開催を契機として、共生社会の重要性をこれまで以上に発信するため「パラハートちょうふ」のキャッチフレーズを掲げ、さまざまな分野で共生社会の充実に向けた取組を展開する。

■ 調布市パラアート展（第 8 回委員会資料再掲）

東京 2020 大会の開催を契機として障害者スポーツのみならず、文化芸術の発展に繋げるため、調布市福祉作業所等連絡会との共催により、市内の福祉作業所や特例子会社で制作されたアート作品を展示する「調布市パラアート展」を開催している。

⇒ 令和 6 年度以降は、パラアート展を核として福祉団体はもとより、民間事業者や文化・コミュニティ振興財団など多様な主体との連携の下、文化芸術の振興による共生社会の充実に向けた取組を実施する。

■ パラハート月間

12 月 3 日～ 9 日の障害者週間を含む 12 月の 1 か月間を「パラハート月間」として、障害理解推進のための普及啓発を図る。

⇒ 今後も取組を継続・拡充し、障害理解の更なる推進を図る。

(3) 障害当事者講師養成研修の実施（令和 5 年度～）

「障害」を社会モデル（社会の環境が「障害」をつくっているとする考え方）で捉え、伝えていくことができる当事者講師を養成する研修。調布市障害者地域自立支援協議会での検討・提言を経て、令和 5 年度より調布市福祉人材育成センターにて開講。修了者は、市の講演会や企業、学校等からの出前講座等の依頼に応じて講師として活動。

【令和 5 年度の取組】

令和 5 年 7 月～ 8 月開催（全 3 回）修了者 2 名

⇒ 今後も研修事業を継続し、当事者による障害理解の促進・普及啓発を行うための人材育成や発信する場の充実を図る。